

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 地鎮祭費用

Q : 新しく工場を建設するに当たり、地鎮祭を行いました。この地鎮祭に要した費用は交際費に該当するのでしょうか。

A : 交際費には該当しません。工場の取得価額に算入することになります。

【解説】

進水式、起工式、落成式等の式典の祭事のために通常要する費用は、接待等のために支出したものではなく、わが国古来の習慣として工事の安全を祈願した縁起のために行われるものです。このような費用は交際費には該当しません。

祭事のために通常要する費用とは、一般には祭壇費、神主招請費、お神酒代等祭事に直接要する費用をいいます。

また、減価償却資産の取得価額には、その資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれることになっていますから、工場建設に伴って支出する費用のうち、工場が完成するまでに要したものはすべて取得価額に算入しなければなりません。ご質問の地鎮祭に要した費用も、取得価額に算入することになります。

ちなみに、事業の用に供した後に生ずる付随費用は取得価額に算入しないことができます。落成式の費用のように、建設した工場を事業の用に供した後に生じた付随費用であれば、取得価額に算入しないことができます。

